

吹田市立図書館（南部）清掃業務共通仕様書

この仕様書は、発注者と受注者との間で当該清掃業務について定めるものとし、施設の保全、環境衛生、美観維持を図ることを目的とする。

受注者は、誠実かつ責任をもって従事し、当該業務に付随して必要と認められる軽微な業務についても、契約金額内で実施するものとする。

1 業務名

吹田市立図書館（南部）清掃業務

（中央図書館及びさんくす図書館）

2 業務場所

(1) 中央図書館 吹田市出口町18番9号

(2) さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号

3 業務概要

上記2（1）及び（2）の業務場所の清掃業務を行うものとする。

（詳細は、別紙各業務場所の詳細仕様書のとおり）

4 履行期間

令和7年2月1日から令和10年1月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

5 就 業

(1) 日常清掃 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

(2) 定期清掃 発注者と受注者が協議のうえ決定した日及び時間

(3) (1)及び(2)にかかわらず、特に発注者が命じたときは従事する。

(4) その他、発注者の指示する業務

6 従事員の遵守事項

- (1) 服務中は、受注者から支給される制服及び社名札を着用する。
- (2) 業務上知り得た秘密は、いかなる事由を問わず洩らしてはならない。履行期間満了後も同様とする。
- (3) 本業務並びに他業務の円滑な業務執行のため、各従事員と協力し合わねばならない。

7 条件付解除

本業務の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務において、業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
また、発注者の指示に迅速かつ柔軟に対応すること。
- (2) 受注者は、同規模の施設において清掃の業務を行った実績を有する人員を、本業務に従事させること。
- (3) 業務に必要な電気、ガス、水道については、発注者は受注者に無償で使用させる。
- (4) 業務完了後は、速やかに指定の清掃業務完了報告書を提出すること。
- (5) 施設や設備、備品を傷めることのないよう留意すること。万一、施設等を破損した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従って受注者負担で修復すること。

この仕様書に定めのないものについて疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示によるものとする。

吹田市立図書館（南部）清掃業務詳細仕様書（中央図書館）

1 業務場所

中央図書館 吹田市出口町18番9号

2 就業時間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 午前8時から午後4時まで

受注者は、受注者の従事員を必ず1人は午後4時まで常駐させること。

3 業務内容

(1) 日常清掃

(館内)

清掃場所		清掃内容
玄関		・ 玄関ドア、壁面、玄関前利用案内板の清拭 ・ マット等の表面及び裏面の除塵、洗浄 ・ 真空掃除機による除塵、掃き掃除
1階	・ 閲覧室1-1 ・ ロビー ・ 書庫1-1～4 ・ 車庫作業スペース ・ 授乳室 (1階床面積807㎡)	・ 真空掃除機による除塵 ・ 床面の掃き掃除と化学雑巾がけ ・ 窓口机（利用者側）の清拭 ・ 記入台の清拭 ・ 陳列ケース、壁面彫刻類の清拭 ・ 書架・机・椅子類の清拭、整列 ・ くず入れの掃除 ・ ベランダの掃き掃除
中2階	・ 談話室 ・ 休憩コーナー ・ キッズスペース (中2階床面積137㎡)	
2階	・ 閲覧室1～3 ・ 対面朗読室 (2階床面積740㎡)	

3 階	・事務室 ・保管庫 3 - 1 ・積層書庫 ・更衣室	・真空掃除機による除塵 ・床面の掃き掃除と化学雑巾がけ ・くず入れの掃除
	・湯沸室（3階事務室内） （3階床面積 8 4 4 m²）	・真空掃除機による除塵 ・床面の掃き掃除と化学雑巾がけ ・流しの掃除、ゴミ処理
4 階	・自習室 ・集会室 1・2 ・ホール ・積層書庫 （4階床面積 8 4 4 m²）	・真空掃除機による除塵 ・床面の掃き掃除と化学雑巾がけ ・陳列ケースの清拭 ・書架・机・椅子類の清拭、整列 ・くず入れの掃除
階 段 お ど り 場 1 階・2 階・3 階・4 階・R 階 エレベーター		・真空掃除機による除塵 ・床面の掃き掃除と化学雑巾がけ ・壁面、手すりの清拭 ・くず入れの掃除
便 所 （通路を含む） 1 階・2 階・3 階・4 階		・床面の水拭き ・壁面、手すりの清拭 ・便器、手洗い器、流し場の洗剤・磨き粉による掃除 （便器の汚染箇所の掃除は念入りにする。） ・汚物入れの処理 ・トイレットペーパー及び石鹼水の補給 ・鏡の磨き

（館外周囲）

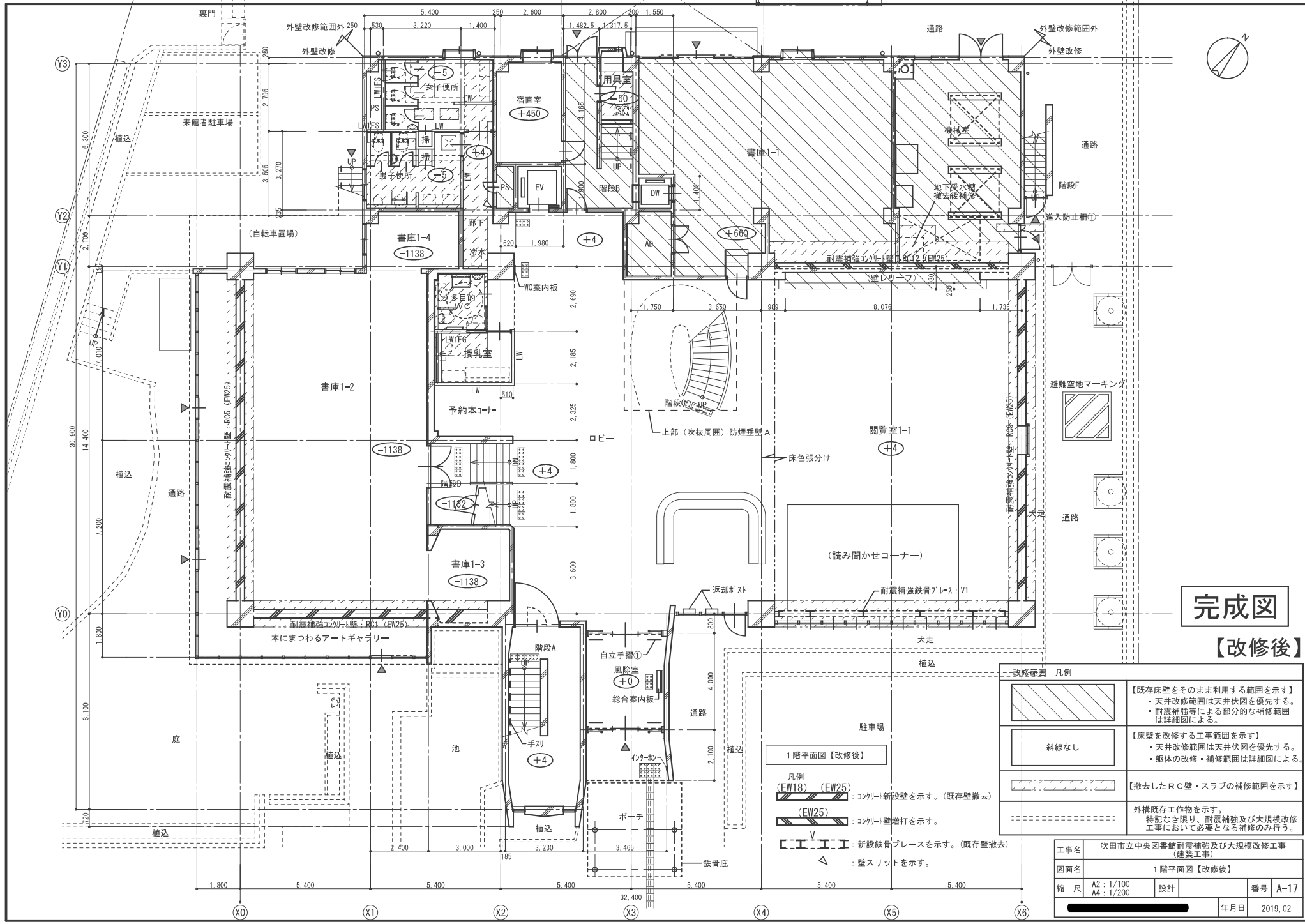
・駐車場 ・外庭 ・溝 ・屋外ベンチ周囲 ・車庫棟 ・その他	・掃き掃除 ・芝生、植木への散水 （6月中旬～9月中旬は念入りに行う。） ・溝そうじ（落葉が多い時期及び荒天時は念入りに行う。） ・除 草 ・車庫内の掃除、ゴミ処理 ・がけ斜面から崩れ落ちた土の拾い上げ
---	--

(2) 定期清掃

清掃種別	清掃場所	清掃内容
真空掃除機による 除塵、掃き掃除と 化学雑巾がけ	3階サーバー室	月1回（月末休館日を基本） ・ 入る際には職員に声を掛けること。 ・ 機器や配線コード等に留意すること。
ワックス塗布	マット等、ワックスがけに適さない箇所以外の全床面	年4回（年1回は剥離洗浄） ・ 洗剤による洗浄のうえでワックス塗布
マット部分の洗浄	マット部分	年1回 ・ 洗剤による洗浄
机、椅子類の 洗剤による洗浄	事務用を除く各室の机、椅子類、応接家具	年1回
窓ガラスの清拭 （内側・外側とも 間仕切りも含む）	全 館	年1回
ブラインド及び ロールスクリーンの清拭	全 館	年1回
塵払い	全 館	年1回

4 その他

- (1) 業務に必要な清掃用具、消耗品については一切受注者の負担とし、品質良好なものを
使用すること。（トイレトペーパー、石けん水、汚物缶用ビニール袋等）
- (2) 業務に使用する洗剤類、トイレ用石鹼、ワックス等は、シックハウス対策用の製品を
使用すること。

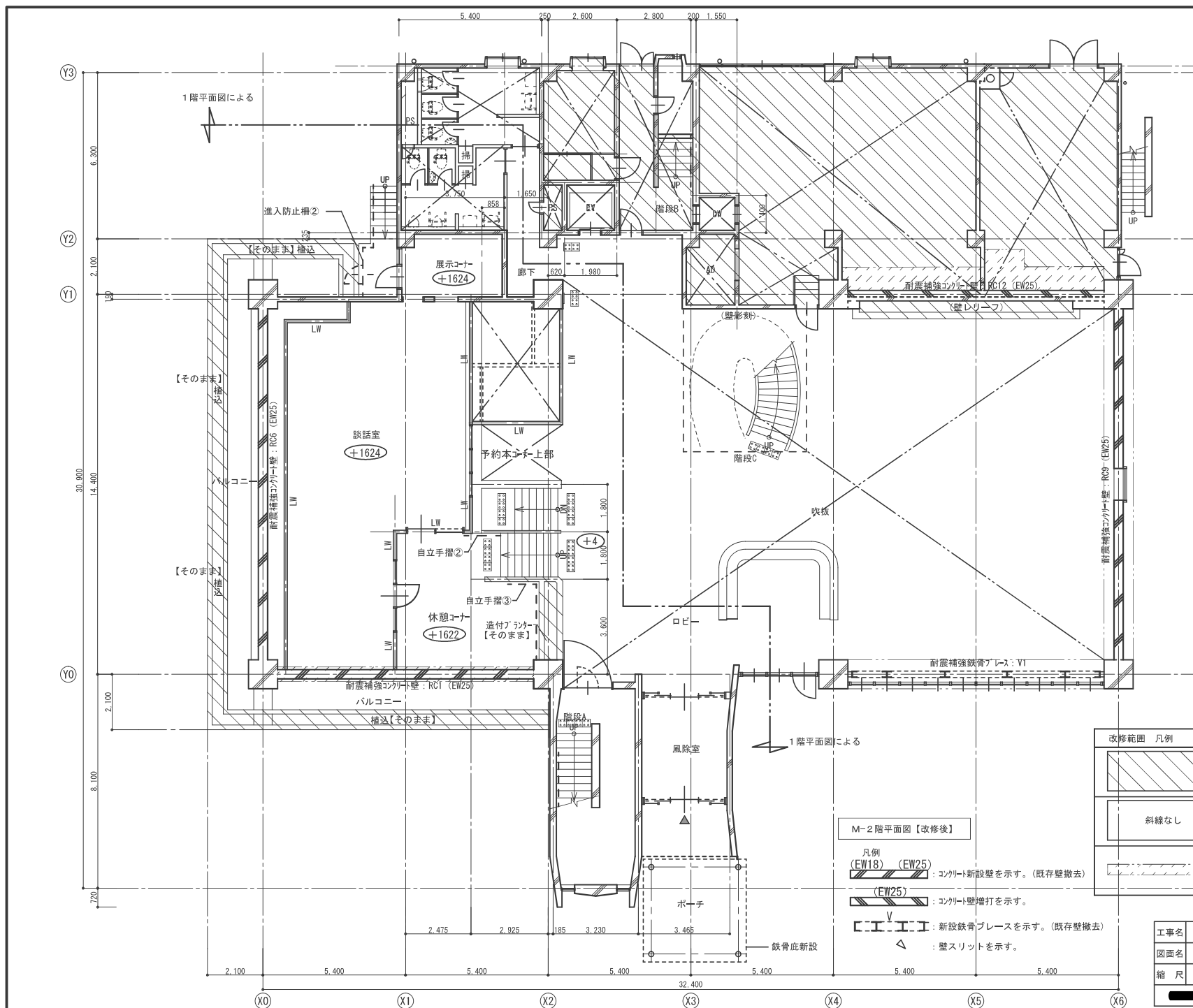


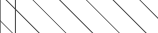
完成図

【改修後】

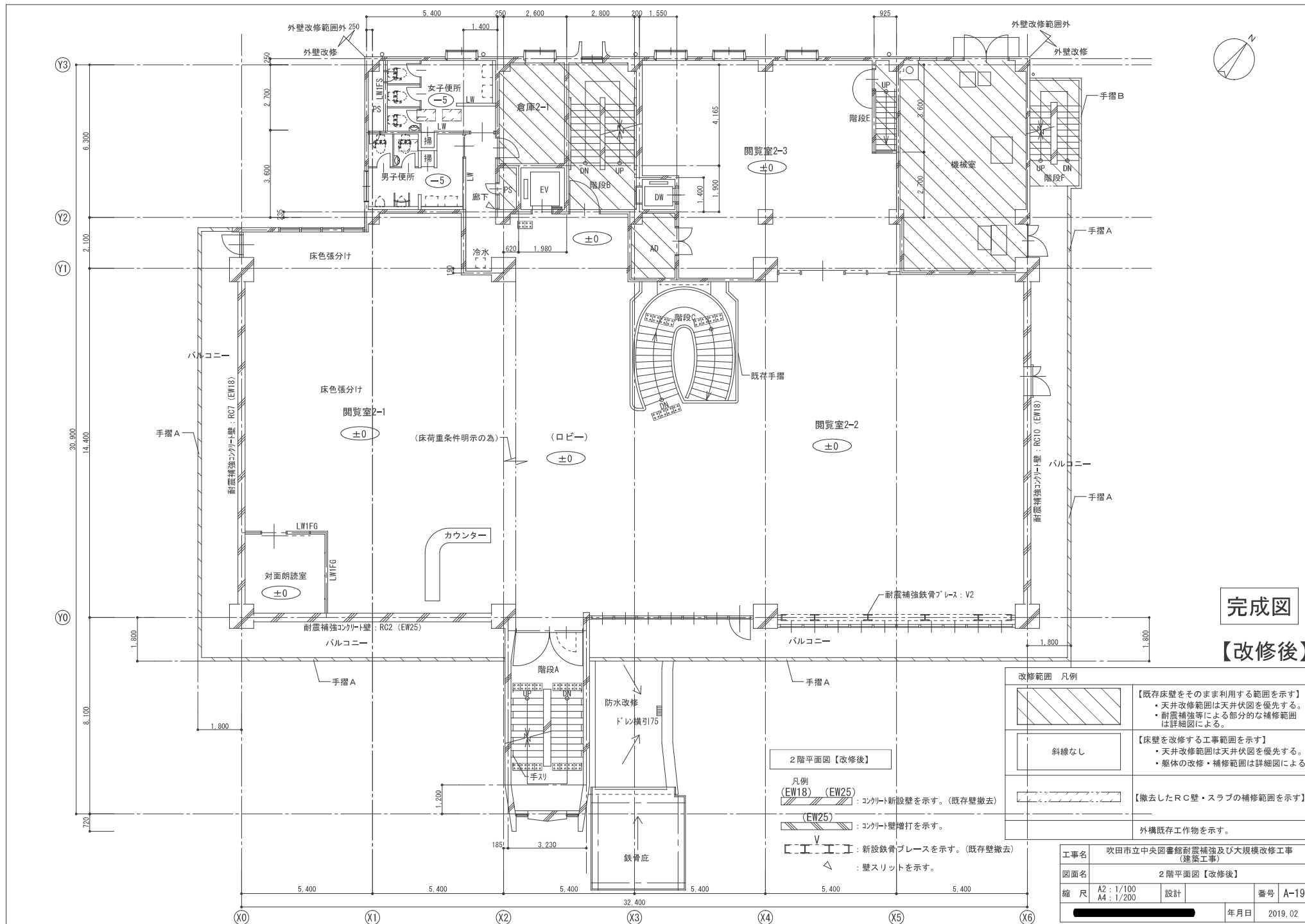
改修範囲 凡例	
	【既存床壁をそのまま利用する範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・耐震補強等による部分的な補修範囲は詳細図による。
	【床壁を改修する工事範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・躯体の改修・補修範囲は詳細図による。
	【撤去したRC壁・スラブの補修範囲を示す】
	外構既存工作物を示す。 特記なき限り、耐震補強及び大規模改修工事において必要となる補修のみ行う。

工事名	吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事 (建築工事)		
図面名	1階平面図【改修後】		
縮尺	A2: 1/100 A4: 1/200	設計	番号 A-17
		年月日	2019.02



改修範囲 凡例	
	【既存床壁をそのまま利用する範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・耐震補強等による部分的な補修範囲は詳細図による。
	【床壁を改修する工事範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・躯体の改修・補修範囲は詳細図による。
	【撤去したRC壁・スラブの補修範囲を示す】

工事名	吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事 (建築工事)			
図面名	M 2 階平面図【改修後】			
縮 尺	A2 : 1/100 A4 : 1/200	設計	番号	A-18
			年月日	2019.02



完成図

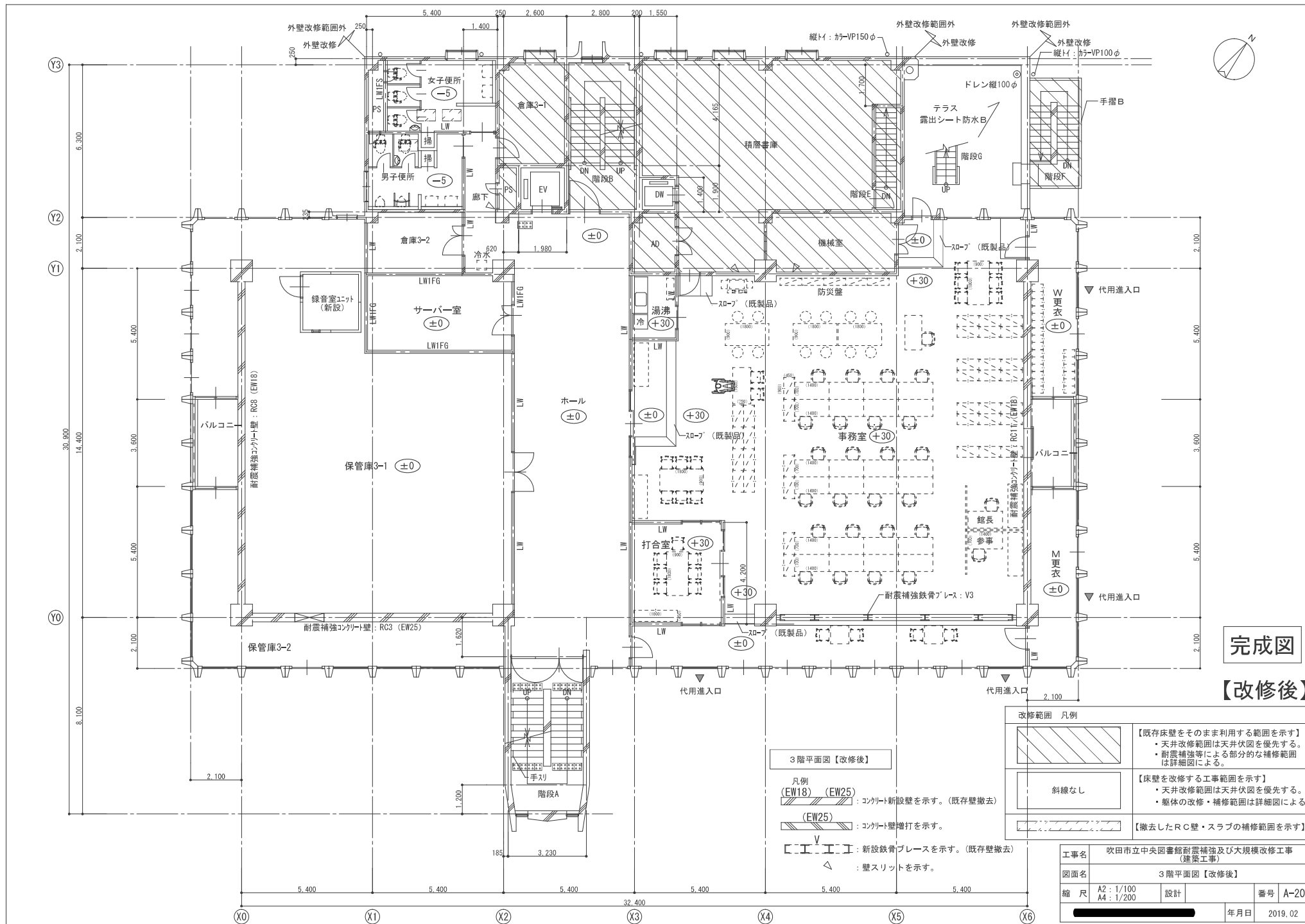
【改修後】

改修範囲 凡例	
	【既存床壁をそのまま利用する範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・耐震補強等による部分的な補修範囲は詳細図による。
	【床壁を改修する工事範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・躯体の改修・補修範囲は詳細図による。
	【撤去したRC壁・スラブの補修範囲を示す】
	外構既存工作物を示す。

2階平面図【改修後】

- 凡例
- (EW18) (EW25) : コンクリート新設壁を示す。(既存壁撤去)
- (EW25) : コンクリート壁増打を示す。
- : 新設鉄骨ブレースを示す。(既存壁撤去)
- : 壁スリットを示す。

工事名	吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事 (建築工事)		
図面名	2階平面図【改修後】		
縮尺	A2 : 1/100 A4 : 1/200	設計	番号 A-19
		年月日	2019.02



完成図

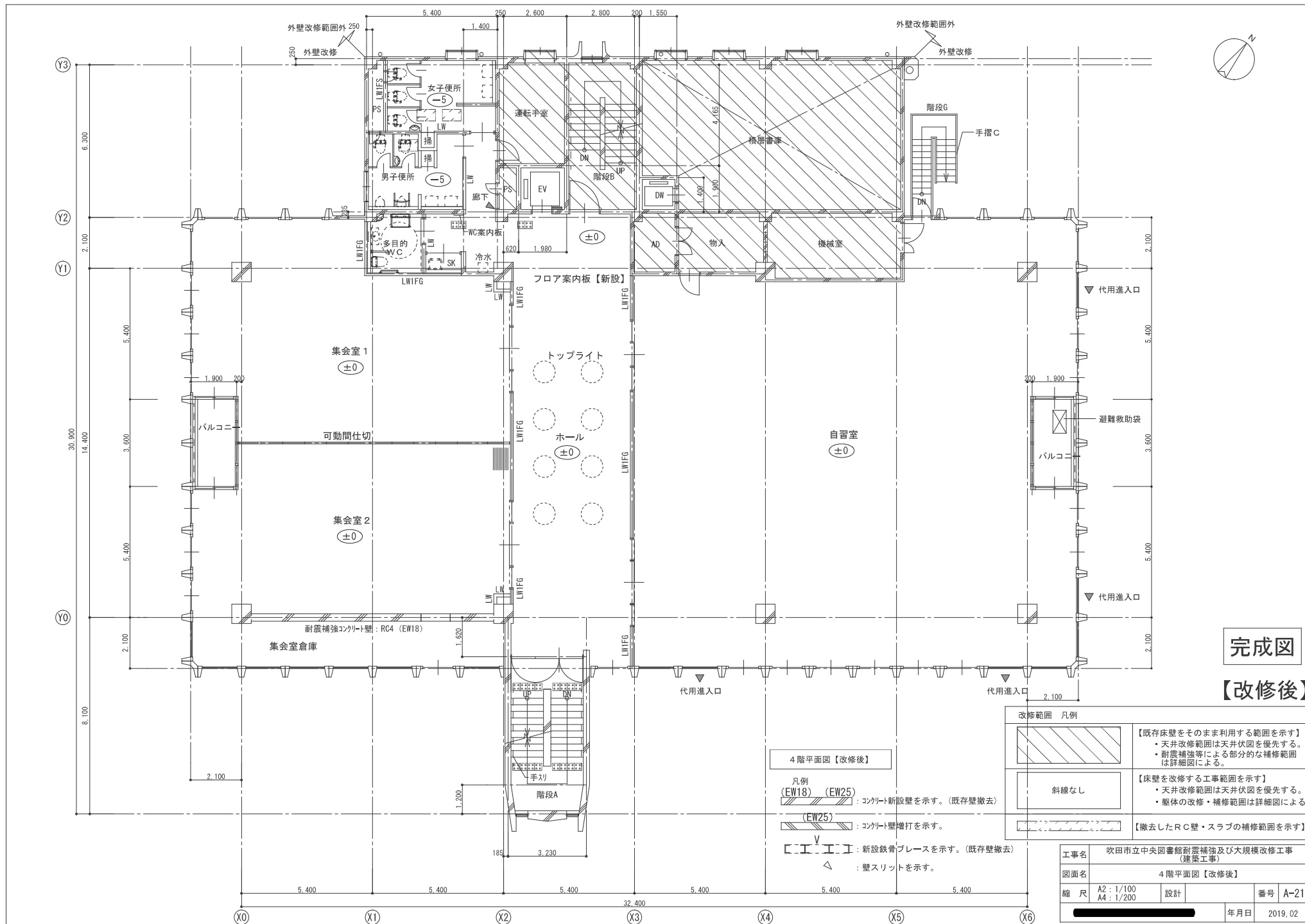
【改修後】

3階平面図【改修後】

- 凡例
- (EW18) (EW25) : コンクリート新設壁を示す。(既存壁撤去)
- (EW25) : コンクリート壁増打を示す。
- : 新設鉄骨プレースを示す。(既存壁撤去)
- △ : 壁スリットを示す。

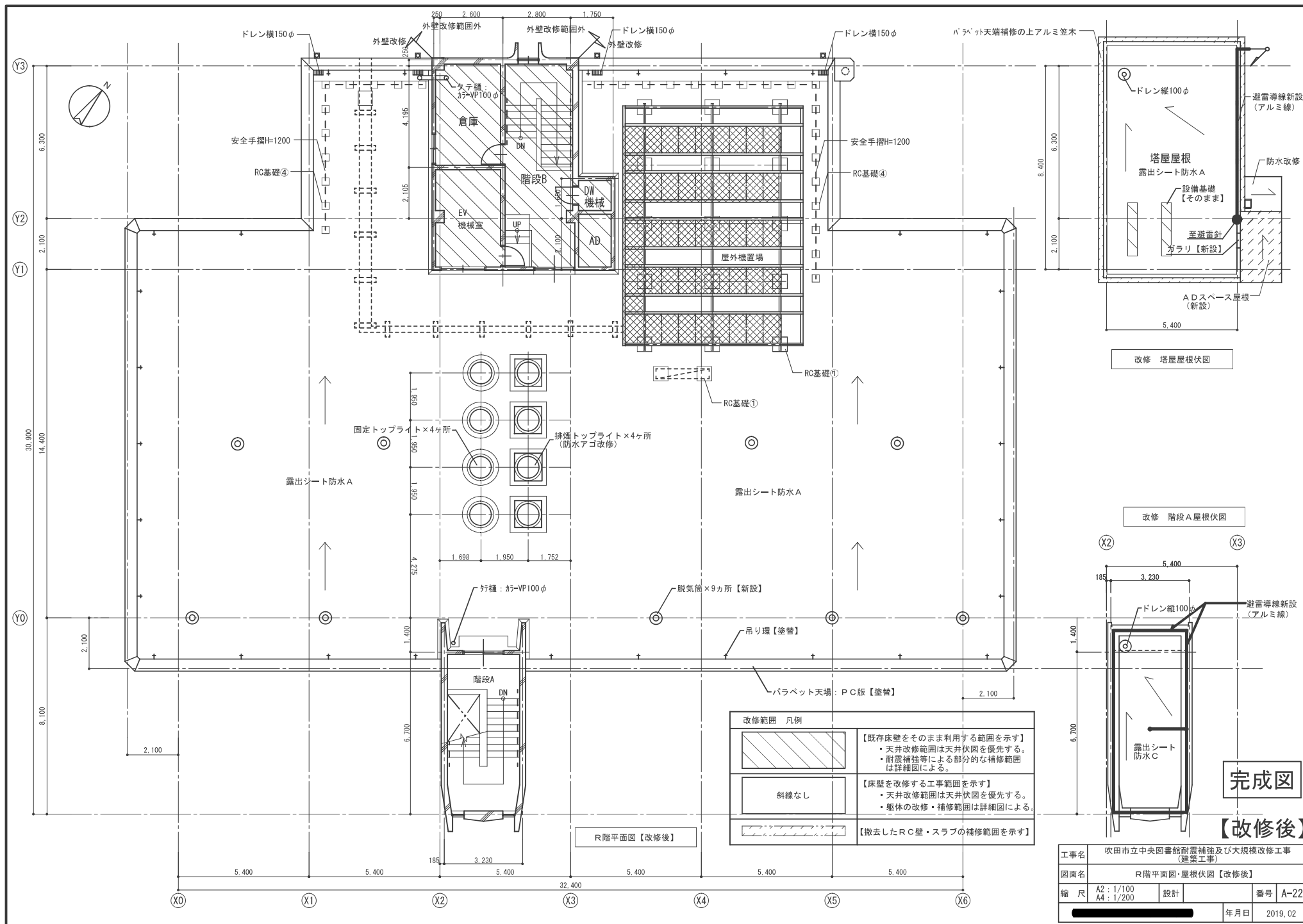
改修範囲 凡例	
	【既存床壁をそのまま利用する範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・耐震補強等による部分的な補修範囲は詳細図による。
	【床壁を改修する工事範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・躯体の改修・補修範囲は詳細図による。
	【撤去したRC壁・スラブの補修範囲を示す】

工事名	吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事 (建築工事)		
図面名	3階平面図【改修後】		
縮尺	A2 : 1/100 A4 : 1/200	設計	番号 A-20
		年月日	2019.02



完成図

【改修後】



改修範囲 凡例	
	【既存床壁をそのまま利用する範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・耐震補強等による部分的な補修範囲は詳細図による。
	【床壁を改修する工事範囲を示す】 ・天井改修範囲は天井伏図を優先する。 ・躯体の改修・補修範囲は詳細図による。
	【撤去したRC壁・スラブの補修範囲を示す】

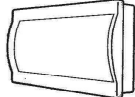
工事名	吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事 (建築工事)				
図面名	R階平面図・屋根伏図【改修後】				
縮尺	A2: 1/100 A4: 1/200	設計		番号	A-22
				年月日	2019.02

照明器具配置図

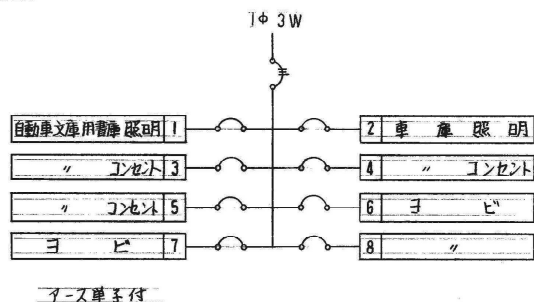
A-41	FL40W×1	B-42	FL40×2
A-41B	FL40W×1 (非常灯)		
			
電機協 FRS3-401		電機協 FSR1-402	

分電盤 (L-I-I)

セミカバー付住宅分電盤
遮電表示なし・埋込形



主幹 (ELB) 3P 30A 分岐 8 回路
(予備) 3 回路
品番 BQFA858W9



注 記

1 特記なき配管・配線は下記による。

1V 2.0×3 (PF16) 天井配管

VVF 2.0-2C (天井ロカシ)

VVF 2.0-3C (")

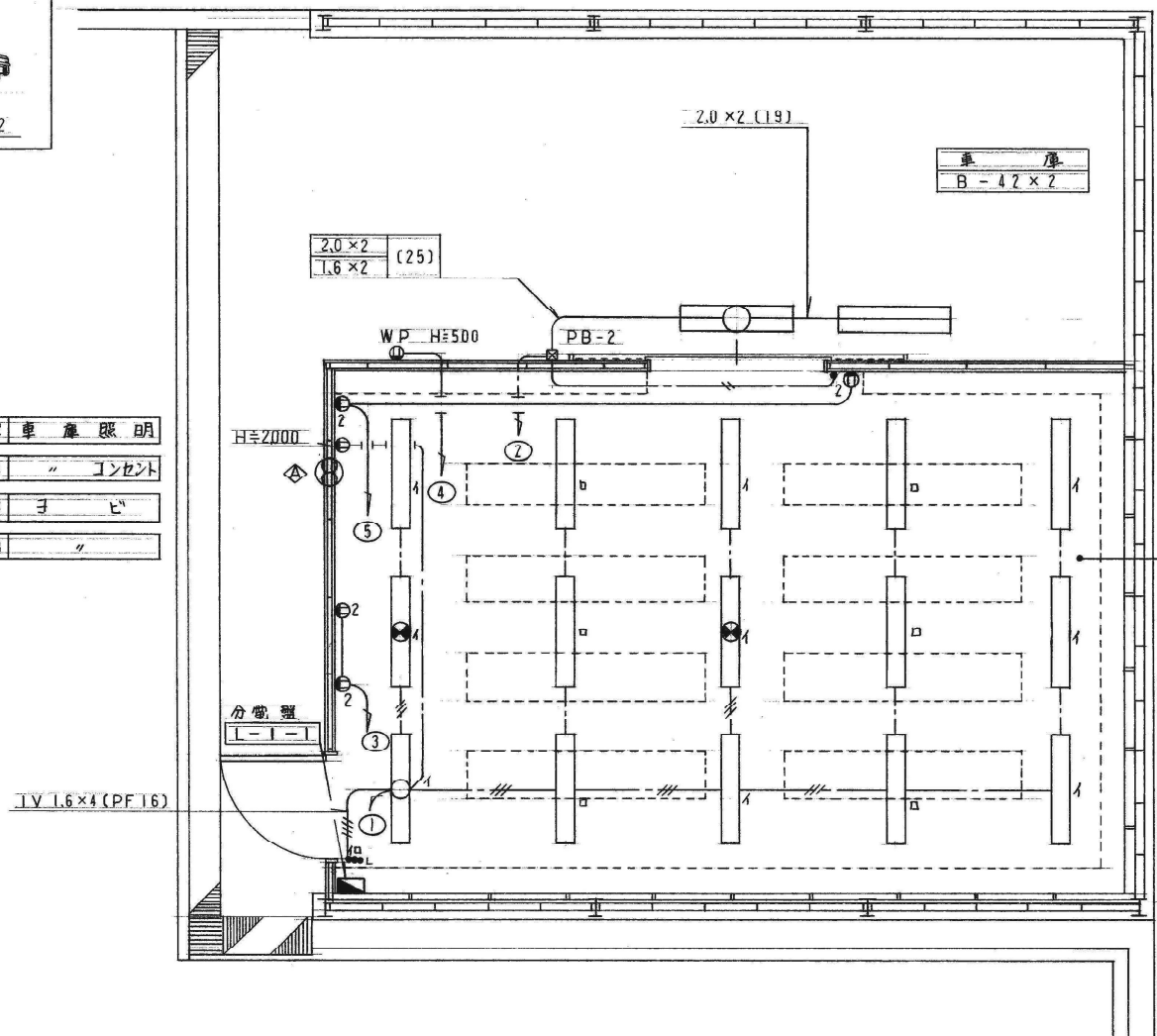
VVF 1.6-2C (PF16)

2. プルボックス

PB-2 150×150×100 (OP 塗装)

換気扇リスト

250φ 電気スイッチ-FD付
内格子付
SUSフード付



平面図

自動車文庫用書庫
A-41×13
A-41B×2

工事名	岡田市中央図書館自動車文庫用書庫設置工事			
図面名	平面図			
縮尺	1/50	設計	S.Y	番号 E476
		年月日	H.6.3	

吹田市立図書館（南部）清掃業務詳細仕様書（さんくす図書館）

1 業務場所

さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号

2 就業時間

日常清掃 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日
午前中3時間程度。ただし、図書館の開館時間外とする。

3 業務内容

(1) 日常清掃

清掃場所	面積	床仕上げ	清掃内容
一般閲覧室	429.75 m ²	タイルカーペット	ア カーペット部分は真空掃除機等による除塵を行う。 イ Pタイル部分は掃き掃除又はダスターモップによる除塵を行い、必要に応じ洗剤拭き又はから拭きを行う。
対面朗読室	9.60 m ²	〃	
多目的室	23.60 m ²	〃	
児童閲覧室	235.68 m ²	〃	
事務室	78.44 m ²	Pタイル	ウ ごみ箱の掃除、ごみ処理 エ 扉、壁面、案内板の清拭 オ 閲覧室書架、机、椅子の清拭 カ 畳部分は掃除機等による除塵を行う。
書庫	34.84 m ²	〃	
会議室	14.00 m ²	〃	
廊下	48.00 m ²	〃	
更衣室	8.80 m ²	畳	
計	882.71 m ²		

※さんくす3番館共用部分・共用施設（階段・便所・湯沸場）等の清掃は、団地管理組合法人吹田さんくすが行う。ただし、共用部分において、5階廊下に設置しているウォータークーラー及び東側1階出入口に設置している返却ボックスは、適宜、天・側面を水拭きすること。

※清掃用具の保管場所がないため、清掃用具は都度持ち込むこと。

(2) 定期清掃

清掃場所	面積	床仕上げ	清掃内容
事 務 室	78.44 m ²	P タイル	ア 床面 P タイル部分の除塵、ポリッシャーによる洗浄、乾燥後樹脂ワックス仕上げを行う。(年4回) イ 図書館全館据え付けの冷暖房器具のフィルター清掃(年2回) ウ 館内ブラインドの清拭(年1回) エ 書架の天板の清拭(年1回) オ 窓ガラス(内側)の清拭(年1回) カ 天井の通気口の清拭(年1回)
書 庫	34.84 m ²	〃	
会 議 室	14.00 m ²	〃	
廊 下	48.00 m ²	〃	ア 床面じゅうたん部分のアップライト型真空掃除機による除塵とポリッシャーによるシャンプー洗浄及び防汚処理を行う。(年4回) ※汚濁の激しい箇所に関しては隔月施工とする。 イ～カ 同上
一般閲覧室	429.75 m ²	タイルカーペット	
対面朗読室	9.60 m ²	〃	
多目的室	23.60 m ²	〃	
児童閲覧室	235.68 m ²	〃	
計	873.91 m ²		

4 その他

- (1) 業務に必要な清掃用具、消耗品については一切受注者の負担とし、品質良好なものを使用すること。
- (2) 業務に使用する洗剤類、ワックス等は、シックハウス対策用の製品を使用すること。

